

新たに理容所・美容所を開設される方へ

1 営業を始めるには

- 理容所・美容所を開設されるには、営業する場所を管轄する保健所に、検査手数料（愛知県収入証紙）を添えて「開設届」と添付書類を提出されることから始まります。

<添付書類>

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 理容師・美容師について「結核・皮膚疾患・その他厚生労働大臣の指定する伝染性の疾病の有無」に関する医師の診断書（1年以内のもの）② 管理理容師・管理美容師を置く場合にあっては、その資格を証する書類③ 開設者が外国人の場合にあっては、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。） |
|--|

- 「開設届」を提出されますと、次の経過を経て営業を始めることができます。
 - ① 施設が完成すると、保健所の環境衛生監視員が施設の検査を行います。（「開設届」に開設予定年月日を記入していただき、検査日を打ち合わせます。）
 - ② 検査の結果、「営業施設の基準」に適合していることが確認されますと、数日後に「確認証」が交付され、営業を開始することができます。
- しかし、「営業施設の基準」に適合していないと改善しなければならないので、事前に施設の図面等を持参され、保健所の指導を受けておくことが必要です。
- なお、「営業施設の基準」のほか、当然、建築基準法等の規制を受けることから、これらの法令に規定する基準にも適合していないと理容所・美容所の開設確認を差し控えることとなります。そのため、これらの法令に基づく許認可を受けていない方は、関係機関に対して手続きを行ってください。

<参考（関係法令の一部）>

規制区分	関係法令	関係機関・窓口
1 建築物の建築の場合（建築確認）	建築基準法	県建設事務所等
2 農地の場合	農地法	農業振興課、県事務所
3 用途地域内の建築物の制限について	建築基準法	市町村建築担当
4 高齢者、障害者等が円滑に利用できる施設について	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法） 人にやさしい街づくりの推進に関する条例	住宅計画課、県建設事務所

2 営業施設の基準について

営業施設は、理容師・美容師法令の基準に適合するものでなければ理容所・美容所として使用することはできません。

※理容所：理容師法第12条、同法施行規則第26条・第27条、県条例第2条

※美容所：美容師法第13条、同法施行規則第26条・第27条、県条例第2条

3 管理理（美）容師の設置について

理容師・美容師である従業者の数が常時2人以上である理容所・美容所には、管理理容師・管理美容師を置かなければなりません。

※理容所：理容師法第11条の4 ※美容所：美容師法第12条の3

4 営業を始めたら

○ 営業中は、理容師・美容師法令に基づき「衛生的に営業施設を管理する」ことを常に心掛けてください。

※理容所：理容師法第9条・第12条、同法施行規則第24条～第27条、県条例第1条・第2条

※美容所：美容師法第8条・第13条、同法施行規則第24条～第27条、県条例第1条・第2条

○ また、理容所・美容所で業務を行っている理容師・美容師は、氏名及び理容師・美容師である旨を明示してください。（明示方法は、これらの事項が明記されたプレートを保険所・美容所の見やすい場所へ掲示する等の方法をとってください。なお、免許証を所内の見やすい場所に掲示することでも差し支えありません。）

※理容所：理容師法施行細則第6条 ※美容所：美容師法施行細則第6条

5 従業者等に変更があったとき、又は営業をやめたとき

従業者を雇用したとき、解雇したとき、施設の構造を変更したときなどは「変更届」を、営業をやめたときは「廃止届」を、すみやかに保健所に提出しなければなりません。なお、施設の構造を変更する時は、事前に保健所に相談してください。

※理容所：理容師法施行規則第20条

※美容所：美容師法施行規則第20条

6 営業を承継したとき

譲渡、相続、合併又は分割により営業の地位を承継したときは、遅滞なく「承継届」を保険所に提出しなければなりません。

※理容所：理容師法第11条の3

※美容所：美容師法第12条の2

<理容師・美容師免許証及び管理理容師・管理美容師資格認定講習会
に関するお問合せ先>

公益財団法人理容師美容師試験研修センター 東海ブロック事務所
電話 (052) 684-5657